

平成28年第1回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
1	専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）	1
	(議 案)	
1	第五次藤井寺市総合計画基本構想の策定について	3
2	藤井寺市行政不服審査法施行条例の制定について	4
3	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について	8
4	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	1 8
5	藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	2 1
6	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	2 3
7	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	2 5
8	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	2 7
9	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	4 9
1 0	藤井寺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	5 1
1 1	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 4
1 2	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	7 5
1 3	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	7 8

14	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	80
15	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	82
16	藤井寺市立こども園条例の制定について	84
17	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	86
18	藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について	88
19	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	90
20	市道路線の認定及び変更について	92
21	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	94

このほかの提出議案

議案番号

- 22 平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第5号）について
- 23 平成27年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 24 平成27年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 25 平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 26 平成27年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 27 平成28年度藤井寺市一般会計予算について
- 28 平成28年度藤井寺市駐車場特別会計予算について
- 29 平成28年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について
- 30 平成28年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 31 平成28年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 32 平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算について
- 33 平成28年度藤井寺市病院事業特別会計予算について
- 34 平成28年度藤井寺市水道事業会計予算について

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

藤井寺市条例第39号

市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち市税条例第46条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち市税条例第111条第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第1号

第五次藤井寺市総合計画基本構想の策定について

第五次藤井寺市総合計画基本構想を別紙のとおり策定することについて、藤井寺市総合計画策定条例（平成27年藤井寺市条例第2号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

第四次藤井寺市総合計画の計画期間が平成27年度をもって終了するため、新たに平成28年度から平成35年度までを計画期間とする第五次藤井寺市総合計画基本構想を策定するものである。

議案第 2 号

藤井寺市行政不服審査法施行条例の制定について
藤井寺市行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正による改正後の行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条に基づき、執行機関の附属機関として藤井寺市行政不服審査会を設置するため必要な事項を定めるとともに、同法第 38 条に基づき、手数料について規定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、法その他関係法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額等)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(1) 法第38条第1項に規定する書面又は書類（次項において「対象書面等」という。）の写しの交付用紙（A3サイズまで）1枚につき10円（カラーで複写された場合は、20円）

(2) 法第38条第1項に規定する電磁的記録（次項において「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記載した書面の交付用紙（A3サイズまで）1枚につき10円（カラーで出力された場合は、20円）

(3) 前2号に掲げるもの以外のものの交付作成に要する費用に相当する額

2 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条において同じ。）は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し、対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は前項第3号によるものの送付を求めることができる。

3 手数料及び送付に要する費用は、前納しなければならない。

4 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第3条 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が手数料を納付する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第4条 前2条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項（他の法令で準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

(藤井寺市行政不服審査会の設置)

第5条 法第81条第1項に規定する機関として、藤井寺市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令等又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第8条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の非公開)

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 委員の委嘱後最初に開催する会議の招集は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額	9,500円
-----------	----	--------

議案第 3 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

全部改正された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行に伴い、必要となる関係条例の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(藤井寺市情報公開条例の一部改正)

第1条 藤井寺市情報公開条例(平成11年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「決定」の次に「(以下「公開決定等」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「請求者」を「公開請求者」に改め、同条第5項中「公開を行うかどうかの決定」を「公開決定等」に、「請求者」を「公開請求者」に改める。

第10条第1項中「請求者」を「公開請求者」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に、「この場合においては」を「この場合において」に改める。

第12条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、同条第3項中「に定める手続をとった」を「の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した」に改め、同項後段中「当該」の次に「意見書(第15条において「反対意見書」という。)を提出した」を加える。

第20条を第28条とし、第16条から第19条までを8条ずつ繰り下げる。

第15条の見出しを「(藤井寺市情報公開審査会の設置)」に改め、同条第1項中「実施機関」を「審査庁」に改め、同条第4項及び第5項中「審査会の」を削り、同条を第16条とし、同条の次に次の7条を加える。

(審査会の調査権限)

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第18条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集して行うものとする。

3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第19条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第18条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第21条 審査会は、第17条第3項若しくは第4項又は第19条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した審査請求人等を除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示した

ものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第22条 第15条第2項に規定する審査請求に関し審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第14条第1項中「第9条第1項の決定」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為」に改め、「(昭和37年法律第160号)」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「実施機関は、前項に規定する不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき」を「前項に規定する審査請求を受けた実施機関(以下この条、次条及び第17条において「審査庁」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合(当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第14条第4項中「実施機関」を「審査庁」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 審査庁は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続の適用除外）

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（藤井寺市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立」を「審査請求」に改め、「第24条」の次に「第25条」を加え、「第25条」を「第26条—第32条」に、「第26条—第29条」を「第33条—第36条」に、「第30条—第33条」を「第37条—第40条」に改める。

第7条第2項第6号中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該保有個人情報を開示するときは、開示決定の日から起算して30日を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第33条を第40条とし、第30条から第32条までを7条ずつ繰り下げる。

第6章中第29条を第36条とし、第26条から第28条までを7条ずつ繰り下げる。

第25条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「置く」を「設置する」に改め、同条第4項及び第5項中「審査会の」を削り、同条中第6項から第8項までを削り、第9項を第6項とし、第10項を第7項とし、同条を第26条とし、第5章中同条の次に次の6条を加える。

（審査会の調査権限）

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集して行うものとする。

3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定によ

る調査をさせ、又は第28条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第31条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査請求人等(当該意見書又は資料を提出した審査請求人等を除く。)に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付)

第32条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第24条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条第1項を次のように改める。

開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に対して行政不服審査法に基づく審査請求があった場合は、次に掲げるときを除き、当該審査請求を受けた実施機関(以下この条及び第27条において「審査庁」という。)は、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部

を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について、反対意見書が提出されているときを除く。）。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第24条第3項中「実施機関」を「審査庁」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査庁は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第4章中第24条を第25条とし、同章中同条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第24条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に対する決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第3号中「一箇月」を「1箇月」に改める。

第24条の3第6項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第5項第2号中「一年」を「1年」に改める。

（藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第5条 藤井寺市消防団員等公務災害補償条例（平成21年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第6条 藤井寺市固定資産評価審査委員会条例（平成11年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「藤井寺市固定資産評価審査委員会規程」の次に「（平成11年藤井寺市固定資産評価審査委員会規程第3号）」を加える。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(藤井寺市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の藤井寺市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てから適用し、施行日前になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

(藤井寺市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の藤井寺市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行日以後になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てから適用し、施行日前になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

(藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第6条の規定による改正後の藤井寺市固定資産評価審査委員会条例第5条第2項、第3項及び第6項、第7条第2項、第3項及び第5項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産について固定資産税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

5 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成22年藤井寺市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第17条」を「第25条」に改める。

議案第4号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会を、教育委員会の附属機関として史跡古市古墳群整備検討委員会を新たに設置し、当該委員会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	藤井寺市市民協働推進委員会	市民協働の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
市長	藤井寺市住居表示審議会	市の住居表示の実施に関する重要事項の調査審議に関する事務

」

を

「

市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務
市長	藤井寺市住居表示審議会	市の住居表示の実施に関する重要事項の調査審議に関する事務
市長	藤井寺市市民協働推進委員会	市民協働の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務

」

に、

「

教育委員会	藤井寺市立学校教科用図書選定委員会	市立小中学校において使用する教科用図書に関する調査審議に関する事務
-------	-------------------	-----------------------------------

」

を

「

教育委員会	藤井寺市立学校教科用図書選定委員会	市立小中学校において使用する教科用図書に関する調査審議に関する事務
教育委員会	史跡古市古墳群整備検討委員会	史跡古市古墳群整備計画策定等に関する調査審議に関する事務

」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

個人情報保護審査会委員	日額	9,500円
-------------	----	--------

」

を

「

個人情報保護審査会委員	日額	9,500円
公共施設マネジメント検討委員会委員	日額	9,500円

」

に、

「

文化財保護審議会委員	日額	9,500円
------------	----	--------

」

を

「

文化財保護審議会委員	日額	9,500円
史跡古市古墳群整備検討委員会委員	日額	9,500円

」

に改める。

議案第 5 号

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成 28 年 4 月 1 日付けで実施する組織機構改革に伴い、総務部が再編され政策企画部が新設されることに伴い、審議会の庶務を総務部人事課から政策企画部人事課へ名称変更するほか用字の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

藤井寺市特別職報酬等審議会条例（昭和42年藤井寺市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「聞く」を「聴く」に改める。

第6条中「総務部」を「政策企画部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 6 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬月額を改定するものである。

藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 識見を有する者のうちから選任された監査委員の項中「70,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第7号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

市長、副市長及び教育長が率先して財政の健全化に寄与するため、平成28年4月1日から平成31年4月30日までの間、給料月額を5パーセント減額するものである。

藤井寺市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例措置）

7 平成28年4月1日から平成31年4月30日までの間における給料月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	給料月額
市長	893,000円
副市長	779,000円
教育長	693,500円
水道事業管理者	693,500円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国においては、平成 27 年 8 月 6 日付けの人事院勧告を受け、平成 28 年 1 月 26 日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 1 号）を公布した。本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の給料月額等の改定を行うものである。また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の公布に伴い、等級別基準職務表を本条例に追加するものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「標準的な職務の内容は、市長が定める」を「職務の内容は、等級別基準職務表(別表第3)に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする」に改める。

第12条の5第1項中「307,000円」を「307,800円」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の37.5」に改める。

附則第15項中「100分の1.125」を「100分の1.2」に、「100分の75」を「100分の80」に改める。

別表第2アを次のように改める。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級
		給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	470,100	394,300	243,300
	2	472,400	397,200	245,800
	3	474,600	400,100	248,300
	4	476,900	403,000	250,800
	5	479,200	405,700	253,100
	6	481,400	408,400	256,900
	7	483,600	411,200	260,700
	8	485,800	414,000	264,500
	9	487,800	416,600	268,100
	10	489,900	419,300	272,100
	11	492,000	422,000	276,100
	12	494,100	424,700	280,100

13	496, 200	427, 200	283, 900
14	498, 300	429, 700	287, 900
15	500, 400	432, 100	291, 800
16	502, 500	434, 600	295, 700
17	504, 600	436, 800	299, 500
18	506, 600	439, 200	303, 100
19	508, 600	441, 600	306, 600
20	510, 600	444, 000	310, 200
21	512, 400	446, 000	313, 800
22	514, 200	448, 400	317, 500
23	516, 100	450, 800	321, 000
24	518, 000	453, 100	324, 700
25	519, 700	455, 300	328, 200
26	521, 500	457, 600	331, 000
27	523, 300	459, 800	333, 700
28	525, 100	462, 100	336, 300
29	527, 000	464, 300	340, 300
30	528, 800	466, 600	343, 600
31	530, 600	468, 900	346, 800
32	532, 400	471, 100	349, 900
33	534, 000	473, 100	352, 900
34	535, 800	475, 200	355, 900
35	537, 500	477, 300	359, 000
36	539, 300	479, 400	362, 200
37	540, 900	481, 500	365, 300
38	542, 500	483, 300	368, 900
39	543, 900	485, 100	372, 300
40	545, 500	486, 900	376, 000
41	547, 000	488, 600	379, 600
42	548, 400	490, 400	382, 300
43	549, 800	492, 200	385, 100
44	551, 100	494, 000	387, 900
45	552, 300	495, 600	390, 800

46	553,300	497,300	393,400
47	554,300	499,100	396,000
48	555,300	500,900	398,600
49	556,300	502,500	400,900
50	557,200	503,800	403,200
51	558,100	505,100	405,500
52	559,000	506,400	407,800
53	559,800	507,700	410,200
54	560,700	509,000	412,300
55	561,600	510,300	414,300
56	562,500	511,600	416,400
57	563,400	512,600	418,500
58	564,300	513,400	420,500
59	565,200	514,200	422,500
60	565,900	515,000	424,500
61	566,800	515,900	426,600
62	567,700	516,700	428,600
63	568,600	517,600	430,600
64	569,500	518,400	432,600
65	570,400	519,300	434,600
66		520,200	436,400
67		520,900	438,100
68		521,800	439,900
69		522,700	441,800
70		523,500	443,600
71		524,400	445,400
72		525,300	447,100
73		526,100	448,900
74		527,000	450,600
75		527,900	452,400
76		528,600	454,200
77		529,400	456,100
78		530,300	457,300

79	531,200	458,500
80	532,100	459,700
81	532,900	460,900
82	533,800	461,900
83	534,700	462,900
84	535,600	463,900
85	536,400	464,700
86	537,300	465,400
87	538,200	466,100
88	539,100	466,800
89	539,900	467,500
90		468,200
91		468,900
92		469,600
93		470,100
94		470,800
95		471,500
96		472,200
97		472,600
98		473,200
99		473,900
100		474,600
101		475,000
102		475,600
103		476,200
104		476,700
105		477,300
106		477,800
107		478,300
108		478,800
109		479,200
110		479,800
111		480,200

	112			480,700
	113			481,200
	114			481,800
	115			482,400
	116			482,800
	117			483,300
	118			483,900
	119			484,500
	120			485,100
	121			485,600
再任用職員		464,800	391,800	337,400

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
特1等級	1 部長の職務 2 理事の職務
1等級	1 次長の職務 2 副理事の職務
2等級	1 課長の職務 2 参事の職務
3等級	1 課長代理の職務 2 主幹の職務
4等級	1 チーフの職務 2 主査の職務
5等級	1 副主査の職務
6等級	1 主事の職務 2 技師の職務
7等級	1 主事補の職務 2 技師補の職務

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1 等級	1 病院長の職務 2 副院長の職務
2 等級	1 診療局長の職務 2 診療部長の職務 3 診療副部長の職務 4 医長の職務 5 診療主幹の職務
3 等級	1 医師の職務

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
特1 等級	1 技師長の職務 2 課長の職務 3 参事の職務
1 等級	1 課長代理の職務 2 主幹の職務
2 等級	1 主任薬剤師の職務 2 主任技師の職務 3 主任理学療法士の職務 4 主任検査技師の職務 5 主任放射線技師の職務 6 チーフの職務 7 主査の職務
3 等級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床放射線技師の職務 4 理学療法士の職務 5 歯科衛生士の職務 6 栄養士の職務

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
特1 等級	1 看護部長の職務

	2 看護部次長の職務 3 副看護部長の職務 4 課長の職務 5 参事の職務
1 等級	1 看護長の職務 2 地域連携室長の職務 3 訪問看護ステーション所長の職務 4 課長代理の職務 5 主幹の職務
2 等級	1 主任看護師の職務 2 チーフの職務 3 主査の職務
3 等級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 准看護師の職務

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中一般職の職員の給与に関する条例別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	406,900	361,300	317,000	286,200	259,900	226,400	190,200	140,100

任用 以外 の 職 員	2	409,300	363,900	319,200	288,400	261,900	228,000	192,000	141,200
	3	411,800	366,400	321,500	290,700	263,700	229,500	193,800	142,400
	4	414,200	369,000	323,700	292,900	265,800	231,100	195,600	143,500
	5	416,100	371,100	326,000	294,900	267,700	232,600	197,200	144,600
	6	418,400	373,600	328,000	297,200	269,600	234,300	199,000	145,700
	7	420,500	375,900	330,200	299,500	271,600	235,800	200,800	146,800
	8	422,700	378,400	332,400	301,800	273,700	237,400	202,600	147,900
	9	424,700	380,900	334,500	303,900	275,800	238,900	204,300	149,000
	10	426,800	383,600	336,700	306,200	277,800	240,400	206,100	150,400
	11	428,900	386,200	338,800	308,400	279,900	242,000	207,900	151,700
	12	431,000	388,900	341,000	310,700	282,000	243,500	209,700	153,000
	13	432,700	391,300	343,000	312,900	284,000	245,000	211,100	154,300
	14	434,500	393,600	345,000	315,000	286,100	246,500	212,900	155,800
	15	436,500	395,800	347,100	317,200	288,100	247,900	214,600	157,300
	16	438,500	398,200	349,100	319,300	290,200	249,300	216,400	158,900
	17	440,400	400,000	351,000	321,400	292,200	250,800	218,100	160,200
	18	442,200	402,000	353,000	323,400	294,200	252,600	219,800	161,700
	19	444,000	403,900	354,800	325,500	296,300	254,300	221,400	163,200
	20	445,700	405,700	356,700	327,500	298,300	256,100	223,000	164,700
	21	447,500	407,600	358,700	329,500	300,400	257,800	224,500	166,100
	22	449,000	409,400	360,600	331,600	302,500	259,600	226,200	168,800
	23	450,400	411,200	362,600	333,600	304,500	261,400	227,800	171,400
	24	451,900	413,100	364,500	335,700	306,600	263,100	229,400	174,000
	25	453,300	414,900	366,500	337,300	308,400	265,100	230,800	176,700
	26	454,600	416,400	368,400	339,200	310,500	267,000	232,300	178,400
	27	455,900	417,900	370,400	341,100	312,600	268,800	233,800	180,100
	28	457,100	419,500	372,400	343,000	314,600	270,700	235,100	181,800
	29	458,100	421,100	373,900	344,700	316,600	272,400	236,400	183,300
	30	458,800	422,400	375,700	346,600	318,600	274,300	237,600	185,100
	31	459,600	423,700	377,500	348,500	320,700	276,200	238,700	186,900
	32	460,300	424,900	379,100	350,300	322,800	278,000	239,900	188,600
	33	461,000	426,100	380,900	352,200	324,300	279,700	241,200	190,200
	34	461,800	427,400	382,300	354,000	326,300	281,600	242,500	191,700

35	462,500	428,700	383,800	355,800	328,200	283,400	243,700	193,200
36	463,100	429,900	385,400	357,500	330,300	285,300	245,000	194,700
37	463,600	431,100	386,800	358,900	332,200	287,000	246,000	196,000
38	464,200	431,900	388,000	360,200	334,100	288,700	247,400	197,300
39	464,800	432,700	389,200	361,600	336,100	290,500	248,900	198,600
40	465,400	433,500	390,300	363,000	338,000	292,300	250,400	199,900
41	465,900	434,100	391,400	364,300	339,900	294,000	251,800	201,200
42	466,400	434,800	392,600	365,200	341,800	295,700	253,200	202,500
43	466,800	435,500	393,800	366,300	343,600	297,400	254,600	203,800
44	467,100	436,200	394,900	367,400	345,500	299,000	256,000	205,100
45	467,400	437,000	395,600	368,200	347,000	300,700	257,200	206,300
46		437,800	396,300	369,100	348,400	302,400	258,500	207,600
47		438,200	397,000	370,000	349,900	304,000	259,900	208,900
48		438,900	397,700	370,900	351,400	305,700	261,300	210,200
49		439,400	398,300	371,800	353,000	306,900	262,600	211,300
50		439,800	398,900	372,600	353,800	308,400	263,700	212,400
51		440,200	399,400	373,400	355,000	309,900	265,000	213,400
52		440,600	399,800	374,200	356,000	311,500	266,300	214,500
53		441,000	400,200	374,900	356,900	313,100	267,400	215,600
54		441,400	400,500	375,600	358,000	314,700	268,500	216,600
55		441,800	400,800	376,300	358,900	316,300	269,800	217,500
56		442,100	401,100	377,000	360,000	317,800	271,100	218,500
57		442,400	401,400	377,500	360,900	319,300	272,200	219,200
58		442,800	401,700	378,100	361,600	320,500	273,200	220,100
59		443,100	402,000	378,700	362,300	321,700	274,300	221,000
60		443,400	402,300	379,400	363,000	322,900	275,400	221,900
61		443,700	402,600	379,800	363,400	323,600	276,600	222,600
62			402,900	380,500	364,000	324,500	277,600	223,600
63			403,200	381,100	364,700	325,300	278,500	224,500
64			403,500	381,700	365,400	326,100	279,500	225,400
65			403,800	382,100	365,700	327,000	280,300	226,100
66			404,100	382,700	366,400	327,400	281,200	227,000
67			404,400	383,300	367,100	328,100	281,900	227,900

68	404,700	383,900	367,800	328,900	282,800	229,000
69	404,900	384,300	368,100	329,700	283,800	229,800
70	405,200	384,800	368,700	330,400	284,600	230,500
71	405,500	385,300	369,400	331,100	285,400	231,200
72	405,800	385,900	370,000	331,800	286,200	232,000
73	406,000	386,200	370,300	332,300	287,000	232,800
74	406,300	386,600	370,900	332,900	287,500	233,500
75	406,600	387,000	371,600	333,400	287,900	234,200
76	406,800	387,400	372,200	334,000	288,400	234,900
77	407,000	387,700	372,600	334,300	288,500	235,600
78	407,300	388,000	373,100	334,800	288,900	236,400
79	407,600	388,300	373,700	335,200	289,100	237,200
80	407,800	388,600	374,200	335,700	289,500	238,000
81	408,000	388,800	374,700	336,100	289,700	238,700
82	408,300	389,100	375,300	336,600	289,900	239,400
83	408,600	389,400	375,800	337,100	290,300	240,100
84	408,800	389,600	376,100	337,600	290,600	240,800
85	409,000	389,800	376,500	337,900	290,900	241,500
86		390,100	377,000	338,300	291,200	242,200
87		390,400	377,400	338,800	291,500	242,900
88		390,600	377,800	339,200	291,900	243,600
89		390,800	378,200	339,500	292,200	244,300
90		391,100	378,700	339,900	292,600	244,800
91		391,400	379,100	340,400	292,900	245,300
92		391,600	379,500	340,800	293,300	245,800
93		391,800	379,800	341,000	293,400	246,100
94		392,100	380,300	341,400	293,600	
95		392,400	380,700	341,900	294,000	
96		392,600	381,100	342,300	294,400	
97		392,800	381,400	342,400	294,600	
98			381,900	342,900	294,900	
99			382,300	343,300	295,300	
100			382,700	343,600	295,700	

101					383,000	343,900	295,900	
102					383,500	344,300	296,200	
103					383,900	344,700	296,600	
104					384,300	345,100	296,900	
105					384,600	345,600	297,100	
106						346,000	297,400	
107						346,400	297,800	
108						346,800	298,100	
109						347,300	298,300	
110						347,700	298,700	
111						348,000	299,100	
112						348,300	299,400	
113						348,800	299,500	
114						349,200	299,800	
115						349,500	300,100	
116						349,800	300,500	
117						350,300	300,700	
118						350,700	300,900	
119						351,000	301,200	
120						351,300	301,500	
121						351,800	301,900	
122						352,200	302,100	
123						352,500	302,400	
124						352,800	302,700	
125						353,300	303,000	
再任用職員	388,700	355,600	313,900	288,500	273,400	254,000	214,000	186,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

第2条中一般職の職員の給与に関する条例別表第2イ及びウの改正規定を次のよ

うに改める。

別表第2イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	324,900	265,300	218,200	150,400
	2	326,900	267,100	219,800	152,200
	3	329,100	268,900	221,400	153,900
	4	331,300	270,800	223,000	155,600
	5	333,300	272,600	224,400	157,300
	6	335,500	274,400	226,000	159,000
	7	337,600	276,200	227,500	160,700
	8	339,800	278,000	229,100	162,500
	9	341,800	279,800	230,400	164,000
	10	343,900	281,700	231,900	165,900
	11	346,100	283,600	233,300	167,900
	12	348,200	285,400	234,600	169,800
	13	349,900	287,400	236,300	171,700
	14	351,900	289,300	237,700	173,600
	15	353,800	291,100	238,900	175,400
	16	355,800	293,000	240,300	177,300
	17	357,700	294,800	241,500	182,900
	18	359,700	296,500	242,700	184,500
	19	361,700	298,300	243,900	186,100
	20	363,700	300,100	245,200	187,700
	21	365,500	301,600	246,600	189,200
	22	367,500	303,300	247,600	190,800
	23	369,600	305,000	248,700	192,400
	24	371,700	306,600	249,800	193,900
	25	373,100	308,400	251,000	195,500
	26	374,900	310,100	252,500	197,200
	27	376,700	311,700	253,900	198,800

28	378,400	313,400	255,400	200,500
29	380,200	314,600	256,900	202,100
30	381,700	316,000	258,600	203,700
31	383,300	317,500	260,300	205,300
32	385,000	319,100	262,000	206,900
33	386,300	320,500	263,500	208,400
34	387,600	321,800	265,300	210,000
35	388,900	323,000	267,000	211,700
36	390,100	324,300	268,800	213,400
37	391,200	325,400	270,300	214,700
38	392,400	326,400	272,000	216,200
39	393,500	327,500	273,700	217,600
40	394,600	328,500	275,400	219,100
41	395,400	334,600	277,100	220,500
42	396,200	336,400	278,700	221,900
43	397,000	338,100	280,400	223,200
44	397,800	339,900	282,100	224,500
45	398,200	341,600	283,700	225,900
46	398,800	343,400	285,400	227,300
47	399,300	345,300	287,100	228,800
48	399,700	347,100	288,700	230,200
49	400,100	348,900	290,100	231,600
50	400,400	350,600	291,700	232,900
51	400,700	352,200	293,200	234,000
52	401,000	353,900	294,800	235,300
53	401,300	355,100	296,200	236,700
54	401,600	356,200	297,700	238,000
55	401,900	357,400	299,100	239,200
56	402,200	358,600	300,600	240,500
57	402,500	359,800	301,900	241,800
58	402,800	360,600	303,100	243,100
59	403,100	361,800	304,300	244,300
60	403,500	362,900	305,700	245,400

61	403,700	363,900	307,000	246,600
62	404,000	364,900	308,200	248,000
63	404,300	365,900	309,500	249,500
64	404,600	366,900	310,700	251,000
65	404,800	367,700	312,100	252,600
66		368,500	312,900	254,000
67		369,400	313,700	255,400
68		370,300	314,500	256,800
69		370,800	315,100	257,900
70		371,600	315,800	259,300
71		372,400	316,500	260,700
72		373,200	317,100	262,100
73		373,600	317,800	263,100
74		374,300	318,000	264,400
75		375,000	318,600	265,700
76		375,700	319,200	267,000
77		376,100	319,800	268,000
78		376,700	320,300	269,200
79		377,400	320,800	270,500
80		378,000	343,000	271,800
81		378,400	343,300	272,800
82		378,900	343,600	273,900
83		379,400	344,000	275,000
84		379,900	344,300	276,100
85		380,500	344,800	277,200
86		381,000	345,100	278,200
87		381,600	345,400	279,300
88		382,200	345,700	280,400
89		382,700	346,100	281,300
90		383,200	346,400	282,000
91		383,700	346,800	282,500
92		384,200	347,100	283,300
93		384,500	347,500	284,100

	94		385,000	347,800	284,700
	95		385,400	348,100	285,300
	96		385,800	348,400	285,900
	97		386,200	348,700	286,600
	98			349,100	287,100
	99			349,500	287,500
	100			349,900	287,900
	101			350,400	288,100
	102			350,800	288,300
	103			351,200	288,500
	104			351,600	288,700
	105			352,100	289,100
	106			352,500	289,300
	107			352,900	289,500
	108			353,300	289,700
	109			353,800	290,100
	110			354,200	290,300
	111			354,600	290,500
	112			355,000	290,800
	113			355,500	291,200
	114				291,500
	115				291,700
	116				292,000
	117				292,300
	118				292,500
	119				292,700
	120				293,000
	121				293,300
再任用 職員		321,600	280,900	255,700	214,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	328,200	283,000	234,300	158,400
	2	330,300	284,800	236,100	159,800
	3	332,400	286,700	237,900	161,300
	4	334,600	288,700	239,700	162,700
	5	336,800	290,500	241,100	164,200
	6	338,900	292,300	242,400	165,700
	7	341,100	294,200	243,600	167,200
	8	343,200	296,100	244,900	168,700
	9	344,900	298,000	246,000	170,000
	10	346,900	299,900	247,100	171,700
	11	348,800	301,700	248,000	173,300
	12	350,800	303,600	249,000	174,900
	13	352,800	305,300	250,300	176,400
	14	354,900	307,000	251,400	178,400
	15	357,000	308,800	252,200	180,400
	16	359,000	310,600	253,200	182,400
	17	361,000	312,500	254,100	185,900
	18	363,000	314,100	255,000	188,000
	19	365,100	315,800	256,000	190,100
	20	367,200	317,500	257,000	192,100
	21	368,900	319,000	257,900	194,200
	22	371,000	320,500	258,900	196,500
	23	373,100	322,100	259,900	198,800
	24	375,100	323,600	260,900	201,100
	25	377,100	325,300	262,100	203,500
	26	378,700	326,700	263,500	204,900
	27	380,600	328,200	264,700	206,300
	28	382,500	329,800	266,100	207,700
	29	384,300	331,200	267,400	209,100
	30	386,000	332,700	268,900	210,600

31	387,900	334,100	270,500	212,100
32	389,700	335,600	272,000	213,300
33	391,400	337,200	273,600	214,700
34	393,100	338,700	275,100	216,200
35	394,900	340,300	276,400	217,700
36	396,600	341,800	277,800	219,200
37	398,200	343,500	279,400	220,600
38	399,900	345,100	280,800	222,300
39	401,700	346,600	282,300	224,000
40	403,500	348,200	283,700	225,700
41	405,000	349,400	285,300	227,100
42	406,500	350,900	286,900	228,800
43	408,000	352,400	288,400	230,500
44	409,300	353,800	290,000	232,200
45	410,400	355,400	291,400	233,800
46	411,500	356,400	292,800	235,200
47	412,600	357,900	294,300	236,500
48	413,800	359,200	295,800	237,700
49	415,100	360,600	297,100	239,000
50	416,200	362,000	298,400	240,100
51	417,400	363,300	299,800	241,000
52	418,500	364,700	301,200	242,100
53	419,700	366,200	302,700	243,200
54	420,700	367,400	304,000	244,300
55	421,800	368,500	305,400	245,200
56	422,900	369,700	306,800	246,300
57	424,000	370,800	307,900	247,100
58	424,500	371,700	309,100	248,000
59	425,100	372,700	310,300	248,900
60	425,500	373,700	311,700	249,900
61	426,100	374,300	312,800	250,800
62	426,600	375,100	314,100	251,800
63	427,000	375,900	315,400	252,800

64	427,500	376,700	316,600	253,800
65	428,100	377,400	317,900	254,800
66	428,500	378,100	319,200	256,000
67	428,800	378,900	320,500	257,200
68	429,100	379,600	321,800	258,500
69	429,500	380,200	322,500	259,700
70		380,800	323,600	261,200
71		381,500	324,700	262,600
72		382,100	325,600	264,100
73		382,800	326,900	265,700
74		383,300	327,600	267,300
75		383,900	328,700	268,800
76		384,400	329,900	270,400
77		384,800	331,000	271,800
78		385,400	332,200	273,300
79		385,900	333,300	274,800
80		386,200	334,500	276,200
81		386,500	335,600	277,800
82		387,000	336,700	279,300
83		387,400	337,700	280,800
84		387,700	338,800	282,300
85		388,000	339,700	283,500
86		388,500	340,700	285,000
87		389,000	341,600	286,500
88		389,400	342,600	287,900
89		389,700	343,600	289,100
90		390,100	344,400	290,500
91		390,600	345,200	291,900
92		391,000	346,000	293,200
93		391,400	346,600	294,700
94			347,200	296,000
95			347,900	297,200
96			348,500	298,500

97	348,900	299,300
98	349,300	300,500
99	349,800	301,600
100	350,200	302,800
101	350,700	303,900
102	351,100	305,100
103	351,600	306,300
104	352,000	307,400
105	352,300	308,700
106	352,800	309,900
107	353,200	311,100
108	353,500	312,300
109	354,000	313,100
110	354,500	313,800
111	355,000	314,500
112	355,500	315,100
113	356,000	315,800
114	356,500	316,100
115	357,000	316,700
116	357,400	317,400
117	357,800	317,800
118	358,200	318,400
119	358,700	319,000
120	359,200	319,600
121	359,600	320,000
122	360,100	320,500
123	360,600	321,000
124	361,100	321,500
125	361,400	321,900
126		322,300
127		322,600
128		322,900
129		323,300

	130				323,700
	131				324,100
	132				324,400
	133				324,600
	134				324,900
	135				325,300
	136				325,500
	137				325,700
	138				326,000
	139				326,300
	140				326,600
	141				326,800
	142				327,100
	143				327,500
	144				327,700
	145				327,800
	146				328,100
	147				328,500
	148				328,700
	149				329,000
	150				329,400
	151				329,800
	152				330,200
	153				330,500
再任用 職員		325,000	287,900	261,400	254,200

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第6条のうち一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の改正規定中「370,000」を「371,000」に、「418,000」を「419,000」に、「470,000」を「471,000」に、「531,000」を「532,000」に、「606,000」を「607,000」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）の施行に伴い、傷病補償年金及び休業補償が支給される場合の「他の法令による給付との調整率」を改定するものである。

藤井寺市条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第10号

藤井寺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

藤井寺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

消費者安全法（平成21年法律第50号）が平成28年4月1日に一部改正されることに伴い、消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌したうえで消費生活センターの組織及び運営等について条例を定めることとされたため、条例を制定しようとするものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、藤井寺市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 藤井寺市消費生活センター
- (2) 位置 藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市役所内

(事務を行う日及び時間)

第3条 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(センター長及び職員)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 前項のほか、センターに必要な職員を置くことができる。

(消費生活相談員)

第5条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用又は委嘱することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(研修)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第11号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が一部改正され、地域密着型通所介護に関する基準の新設及び認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置等に関する規定が追加されることに伴い、同様の規定を追加するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）

第4章 認知型対応型通所介護

を

「 第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条の2）

第2節 人員に関する基準（第61条の3・第61条の4）

第3節 設備に関する基準（第61条の5）

第4節 運営に関する基準（第61条の6—第61条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第61条の21・第61条の22）

第2款 人員に関する基準（第61条の23・第61条の24）

第3款 設備に関する基準（第61条の25・第61条の26）

第4款 運営に関する基準（第61条の27—第61条の38）

第4章 認知型対応型通所介護

に改める。

第16条中「及び第69条」を「、第61条の6、第61条の28及び第61条の29」に改める。

第18条及び第19条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第32条第2項及び第56条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第61条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同

じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定

地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第61条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第61条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第61条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当

たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第61条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第61条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、

この限りでない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第61条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第61条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第61条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第61条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、

夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第61条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第61条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者がこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第61条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事件事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7(第3項第2号を除く。)、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の23第4項」と読み替えるものとする。

第62条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第69条及び第70条を次のように改める。

第69条及び第70条 削除

第71条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第73条第1項中「及び次条」を削る。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第75条第4号中「第77条において同じ。」を削る。

第76条から第80条までを次のように改める。

第76条から第80条まで 削除

第80条の2を削る。

第81条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第61条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第82条中「及び第55条」を「、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18まで」に、「読み替えるものとする。」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。」に改める。

第89条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第2項第8号中「第107条第2項」を「次条において準用する第61条の17第2項」に改める。

第110条中「、第74条、第76条及び第79条」を「、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする。」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提

供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第129条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第130条中「、第74条、第79条」を「、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで」に、「、第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「及び第106条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条第2項第8号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第151条中「、第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで」を「、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第153条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第178条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第179条中「、第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「、第107条第1項中「小規

模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第191条中「、第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第203条第2項第10号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第204条中「、第74条、第76条、第79条」を「、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17」に、「及び第102条から第108条」を「、第102条から第106条まで及び第108条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備

等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

議案第12号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）が一部改正され、介護予防認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置等に関する規定が追加されることに伴い、同様の規定を追加するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第66条中「及び第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第87条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「第60条、第62条及び第63条」を「第60条及び第62条」に改め、「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「」を加え、「と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第49条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

議案第13号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）が一部改正され、地域包括支援センターの職務に従事する主任介護支援専門員について、5年を超えない期間ごとに更新研修を受けることが要件とされたため、同様の規定を追加するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに

議案第14号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国民健康保険の保険料について負担の公平性の確保及び低中所得層の負担の軽減を図る観点から賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得を見直すものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第13条の6の10中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第19条第1項中「520,000円」を「540,000円」に改め、同項第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「470,000円」を「480,000円」に改め、同条第3項中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第4項中「520,000円」を「540,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第15号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

子どもの医療費の助成のうち通院助成の対象年齢について、現行の小学校卒業年度末までから中学校卒業年度末までに拡大するため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童等」を「子ども」に、「12歳」を「15歳」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第3条第2項中「（次条第1項において「入院等」という。）」を削る。

第4条第1項ただし書を削る。

第5条中「到達した」を「達した」に、「3月末日」を「3月31日」に、「当該末日以前」を「当該3月31日前」に改める。

第6条第1項中「児童等」を「子ども」に改め、同条第2項中「又は第2項の規定」を削る。

第9条第1項中「児童等」を「子ども」に改め、同条第2項を削る。

第10条中「児童等」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第16号

藤井寺市立こども園条例の制定について
藤井寺市立こども園条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

(仮称)市立道明寺こども園が平成28年4月1日から開園することに伴い、その基本事項を定めるため条例を制定しようとするものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立こども園条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が設置する幼稚園及び保育所が相互に連携し、小学校就学前の子どもに対し、発達及び学びの連続性を踏まえた教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援を行うこども園を運営することにより、子どもが地域において健やかに成長する環境を充実させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「こども園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づく保育所を一体的に運営し、幼稚園の園児及び保育所の児童に対し教育・保育を提供する場をいう。

(名称及び構成する施設)

第3条 こども園の名称及びこれを構成する施設は、次のとおりとする。

名称	構成する施設
藤井寺市立道明寺こども園	藤井寺市立道明寺幼稚園
	藤井寺市立第2保育所

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、藤井寺市立幼稚園条例（平成2年藤井寺市条例第6号）及び市立保育所条例（昭和38年藤井寺市条例第18号）に定めるもののほか、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第17号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により、国家戦略特別区域限定保育士が新たに創設されたことに伴い、保育士の定義に国家戦略特別区地域限定保育士を追加するほか、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

第47条中「第27条まで」の次に「及び第29条第7号」を加え、「第29条第1項第7号」を「第29条第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について

藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

(仮称)市立道明寺こども園が平成28年4月1日から開園することに伴い、これを構成する施設である市立道明寺幼稚園の住所を変更するため改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例

藤井寺市立幼稚園条例（平成2年藤井寺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「沢田3丁目6番37号」を「林3丁目1番25号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第19号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により、国家戦略特別区域限定保育士が新たに創設されたことに伴い、保育士の定義に国家戦略特別区域地域限定保育士を追加する改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法
律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含
む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり路線を認定及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

1. 認定路線

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
大井52号線	大井5丁目117番93先 大井5丁目117番92先		
大井53号線	大井5丁目117番32先 大井5丁目117番40先		
大井54号線	大井5丁目117番16先 大井5丁目117番71先		
大井55号線	大井1丁目448番1先 大井1丁目448番11先		
惣社28号線	惣社2丁目349番8先 惣社2丁目349番8先		
小山202号線	小山1丁目405番4先 小山1丁目405番2先		
小山203号線	小山9丁目401番2先 小山9丁目401番2先		
津堂53号線	津堂1丁目548番10先 津堂1丁目548番9先		
津堂54号線	津堂1丁目517番2先 津堂1丁目515番5先		

2. 変更路線

路線名	新旧別	起 終	点 点	重要な経過地
-----	-----	--------	--------	--------

津 堂 3 5 号 線	新	津堂1丁目540番21先 津堂1丁目548番14先	
	旧	津堂1丁目540番21先 津堂1丁目540番15先	
大 井 4 8 号 線	新	大井5丁目630番1先 大井5丁目117番79先	
	旧	大井5丁目630番1先 大井5丁目630番1先	

提案理由

開発行為の完了等により市道路線の認定及び変更を行うものである。

議案第21号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年2月26日提出

藤井寺市長 國下 和男

糸野 聡 史

提案理由

平成28年6月16日任期満了によるものである。

住所

桑野聡史
生

略 歴

[Redacted text block]

- 同 20年 6月 藤井寺市教育委員会委員
- 同 24年 6月 藤井寺市教育委員会委員（現在に至る）